

### 3 基本理念と基本方針

#### (1) 基本理念

本市は、交通の利便性に恵まれ、南に大阪湾を臨み、北には緑豊かな六甲の山々が連なる、四季の彩りに包まれた住宅都市として発展し、全国的に優良な住宅都市の一つとして名が知られています。そして、知性と気品輝く活力ある「国際文化住宅都市」として、人にも環境にも優しい住みよいまちづくりを目指しています。

本市では、全国的な傾向を上回るペースで高齢者数が増加しており、その割合は既に総人口の 20%（5人に1人）を超え、阪神間地域の中でも高い比率を示しています。また、身体、知的、精神といった障がいのある方の数（手帳の所持状況）も、それぞれ増加傾向が続いています。こうした社会情勢などから、身体の状態や年齢、性別、国籍などを問わず、一人ひとりが個性と能力を発揮し、自由に参画できる社会づくりに取り組むことが求められています。このため、あらかじめ多様な人々が利用しやすいようデザインする「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、だれもが安全・安心、快適に暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境を整備・改善していく必要があります。

本市が大阪・神戸の2大都市に挟まれた位置にあることなどから、市域に立地する4つの鉄道駅の全てにおいて、1日平均10,000人以上という多数の利用者がありますが、このうち駅にアクセスする経路や駅構内においてバリアフリー上の課題を有する駅もあります。

本市では、震災復興土地区画整理事業などによる市街地整備やあんしん歩行エリアの整備など、バリアフリーにおいて一定の整備が行われてきましたが、特に多くの利用者がある公共公益施設の周辺や広幅員道路をまたぐ南北間のバリアフリー化においてはまだまだ課題を有しています。また、今後の高齢者や障がいのある方の増加などを踏まえ、全ての市民一人ひとり、そして市内に立地する全ての事業者などがバリアフリーに関する課題を認識し、本市で活動する全ての人々の理解と協力による取組が望まれます。

これらの背景から、本市は、市民をはじめとする多くの人々が利用する生活関連施設と、これらを結ぶ連続した移動経路において、『だれもが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、全ての人々がともに支えあう社会づくりを進める』ことを基本理念としたバリアフリー整備を推進していきます。

#### — 基本理念 —

だれもが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、

全ての人々がともに支えあう社会づくりを進めます

## (2) 基本方針

### ア 安全・安心、快適なまちづくりへの多面的な取組を進めます

公共交通施設や歩行者空間のバリアフリー化を推進することにより、自動車交通からの歩行者の安全性の確保や、公共交通の利用促進による環境負荷の軽減、電線類地中化・放置自転車の撤去などによる都市景観の向上、避難路の確保など災害に強いまちづくりに向けた整備を図るとともに、看板など道路の不法占用物に対する監視・指導や、自転車利用者への交通安全指導などの普及啓発活動の充実を図り、安全・安心、快適なまちづくりに向けた取組を進めていきます。

### イ 心のバリアフリー社会の実現に向けた取組を進めます

高齢者、障がいのある方、妊婦や乳幼児同伴者など、全ての人々が日常生活、社会参加を行う上で、歩行空間や公共交通機関において、施設のバリアフリー化とあわせて、これを利用しやすい環境づくりを進めていきます。特に、移動に困っている人、サポートが必要な人への人的対応の促進を図るとともに、ボランティアなどの人材育成、学校教育・生涯学習・普及啓発活動などによる市民の意識の高揚などの取組を進めていきます。

### ウ 多様な人々に配慮した柔軟な取組を進めます

人々の能力や個性は一人ひとり異なっており、その属性は年齢や環境などの影響を受けるため、状況によっても変わってきます。このような人々の能力や個性における多様性を十分認識した上で、整備を図る必要があります。このため、分かりやすく工夫された案内標識など、高齢者や身体に障がいのある方はもとより、知的・精神に障がいのある方、さらに妊婦・乳幼児の同伴者、外国人など、移動の円滑化を図る上で様々な人々、行動に応じた柔軟な取組を進めていきます。

### エ 段階的・継続的な取組を進めます

バリアフリーの整備に当たっては、事業の緊急性、有効性、必要性などを総合的に判断し、重点的・一体的に整備する地区を定め、計画的・効果的な取組を進めます。また、それ以外の地区を含め、将来にわたり市域全体においてだれもが自由に参画できる社会の実現に向けて、計画・設計から事業の実施、評価、改善といったプロセスによる段階的・継続的な取組を進めていきます。

### オ 多様な関係者の参画による取組を進めます

計画の着実な実現に向けては、必要に応じて、関係する施設設置管理者及び公安委員会はもとより、生活関連施設・経路の利用者や周辺地区の住民、関係団体、専門家などの多様な関係者の参画を図り、特に利用者の目線に立った取組を進めていきます。

## 4 重点整備地区の設定

### (1) 重点整備地区設定の考え方

一定の地区における鉄道駅、道路、公共公益施設などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区を設定します。

重点整備地区の設定に当たっては、鉄道駅及び周辺地区の概況や上位計画の位置付けなどを踏まえ、以下の基準に照らして総合的に判断し、特に優先してバリアフリー化事業の実施が必要であると認められる地区を重点整備地区とします。

#### ア 配置要件

- ・ 鉄道駅があり、鉄道駅の1日当たりの平均利用者数が多いこと（平均利用者数が5,000人以上など）
- ・ 鉄道駅や官公庁施設、福祉施設など、高齢者、障がいのある方などがよく利用する生活関連施設<sup>\*1</sup>が多数立地していること

#### イ 課題要件

- ・ 鉄道駅のバリアフリー面の課題が多いこと
- ・ 配置要件の生活関連施設を相互に連絡する経路にバリアフリー面の課題が多いこと

#### ウ 効果要件

- ・ 上位計画において都市構造上の拠点などとして位置付けられ、都市全体の様々な機能の増進を図る上で、基本構想に基づく事業を実施することが有効かつ適切であること

#### エ 関連計画との整合

- ・ 交通結節機能の向上を図る事業計画があり、基本構想に基づく事業と併せて実施することが効果的であること

### ※1 生活関連施設の考え方

重点整備地区内の対象とする生活関連施設は、特別特定建築物<sup>※2</sup>の内容も踏まえつつ、相当数の高齢者、障がいのある方などが利用する広域的な施設で、当該施設間の移動が通常徒歩で行われる施設とします。

なお、生活関連施設のうち、通勤・通学、通院、趣味・娯楽などの際に利用される鉄道駅は、特に高齢者、障がいのある方などの利用が多い施設といえます。そのため、鉄道駅を中心とした徒歩圏域（駅からおおむね 500m）において立地している以下の施設を対象とします。

※2 特別特定建築物：不特定多数の高齢者、障がいのある方などが利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの（対象となる建築物は次項参照）。特別特定建築物では、2,000㎡以上の新・改築等を行う場合、建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられる。

### ア 旅客施設

- ・ 特定旅客施設の要件（1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上など）を満たす旅客施設を設定します。
- ・ なお、本市ではJR芦屋駅、阪急芦屋川駅、阪神芦屋駅、阪神打出駅の4駅全てが特定旅客施設に該当します。

### イ 建築物

- ・ 特別特定建築物に該当する建築物のうち、官公庁施設、福祉施設などの公共建築物を設定します。  
また、その全部又は一部が生活関連施設間を連絡する経路を構成する施設についても必要に応じて設定します。
- ・ なお、民間建築物については、特別特定建築物で床面積の合計が2,000㎡以上のものを必要に応じて設定します。

### ウ 路外駐車場

- ・ 不特定多数の方が自由に利用される自動車駐車場で、駐車区画の合計面積が500㎡以上で料金を徴収する駐車場を必要に応じて設定します。
- ・ なお、本市ではJR芦屋駅周辺にしか該当する路外駐車場はありません。

### エ 都市公園

- ・ 近隣公園、地区公園以上の主要な都市公園を設定します。
- ・ なお、その他の生活関連施設間を連絡する経路上にある街区公園についても必要に応じて設定します。

## 【バリアフリー法における特別特定建築物等の内容】

特定建築物	特別特定建築物
1. 学校	1. 盲学校, 聾学校又は養護学校
2. 病院又は診療所	2. 病院又は診療所
3. 劇場, 観覧場, 映画館又は演芸場	3. 劇場, 観覧場, 映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂	4. 集会場又は公会堂
5. 展示場	5. 展示場
6. 卸売市場又は百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6. 百貨店, マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館	7. ホテル又は旅館
8. 事務所	8. 保健所, 税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 共同住宅, 寄宿舎又は下宿	
10. 老人ホーム, 保育所, 身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	9. 老人ホーム, 身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者, 身体障害者が利用するものに限る)
11. 老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10. 老人福祉センター, 児童厚生施設, 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12. 体育館, 水泳場, ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11. 体育館(一般公共の用に供されるものに限る), 水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)若しくはボーリング場又は遊技場
13. 博物館, 美術館又は図書館	12. 博物館, 美術館又は図書館
14. 公衆浴場	13. 公衆浴場
15. 飲食店又はキャバレー, 料理店, ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの	14. 飲食店
16. 郵便局又は理髪店, クリーニング取次店, 質屋, 貸衣装屋, 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15. 郵便局又は理髪店, クリーニング取次店, 質屋, 貸衣装屋, 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17. 自動車教習場又は学習塾, 華道教室, 囲碁教室その他これらに類するもの	
18. 工場	
19. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る)
21. 公衆便所	18. 公衆便所
22. 公共用歩廊	19. 公共用歩廊

※1: 特別特定建築物では2,000㎡以上の新・改築等の場合, 移動等円滑化基準への適合を義務付けている。

※2: 特定建築物では新・改築等の場合, 移動等円滑化基準に適合するよう努めなければならない。

空白ページ

(2) 鉄道駅及び周辺地区の概況のまとめ

地区名	①配置要件			②課題要件						③効果要件	④関連計画との整合		
	高齢者、障がいのある方などがよく利用する生活関連施設の立地状況			駅舎						駅周辺地区	都市構造上の位置付け(都市計画マスタープラン)	交通結節機能の向上を図る事業計画	
	順位	当該鉄道駅の1日平均利用者数(人/日)	鉄道駅以外の生活関連施設 (鉄道駅を中心とした徒歩圏域において立地している施設)	段差の解消		改札口	誘導用ブロック	トイレ	券売機				
				道路～改札	改札～ホーム								
車いす可				エレベータ	幅の広い改札口	車いす対応	点字対応						
J R 芦屋駅周辺地区	1	58,700	芦屋健康福祉事務所/芦屋市保健センター/福祉会館・老人福祉会館/ロングライフ芦屋/芦屋セントマリア病院/市民センター本館・ルナホール/上宮川文化センター・児童センター/図書館大原分館/モンテメール(大丸芦屋店, 西館)/ラポルテ(本館, 東館, 北館, 西館)/ホテル竹園/ラモール芦屋・男女共同参画センター/ラリーブ/アルパ芦屋など	北口:○ 南口:○ (エレベータ設置済み)	○	×	○	○	○	○	・再開発地区を中心に歩道の整備は進んでいる	・中心核 ・都市回遊ゾーン	・駅南地区で検討していた市街地再開発事業は凍結
阪急芦屋川駅周辺地区	3	17,166	福祉会館・老人福祉会館/老人憩いの家/市民センター本館・ルナホール/ラポルテ(西館)/ラリーブ/アルパ芦屋など	北口:○ 南口:×	○	○	○	○	○	○	・歩道の幅が狭い箇所がみられる	・地域核 ・歴史回遊ゾーン	—
阪神芦屋駅周辺地区	2	21,504	芦屋市役所/芦屋市消防本部/芦屋税務署/芦屋警察署/芦屋健康福祉事務所/芦屋市保健センター/福祉会館・老人福祉会館/市民センター本館・ルナホール/体育館・青少年センター/芦屋郵便局/芦屋公園など	北口:× 南口:○ 西口:×	×	○	○	×	○	○	・地形的に勾配がきつい箇所がみられる ・国道43号の横断歩道橋は車いすに対応していない	・地域核 ・シビックゾーン ・都市回遊ゾーン	・近鉄電車との相互直通運転が計画されている
阪神打出駅周辺地区	4	10,139	打出教育文化センター・図書館打出分室など	整備中	整備中	整備中	○	整備中	○	○	・地形的に勾配がきつい箇所がみられる ・国道43号の横断歩道橋は車いすに対応していない	・地域核 ・歴史回遊ゾーン	—



## (3) 重点整備地区の設定

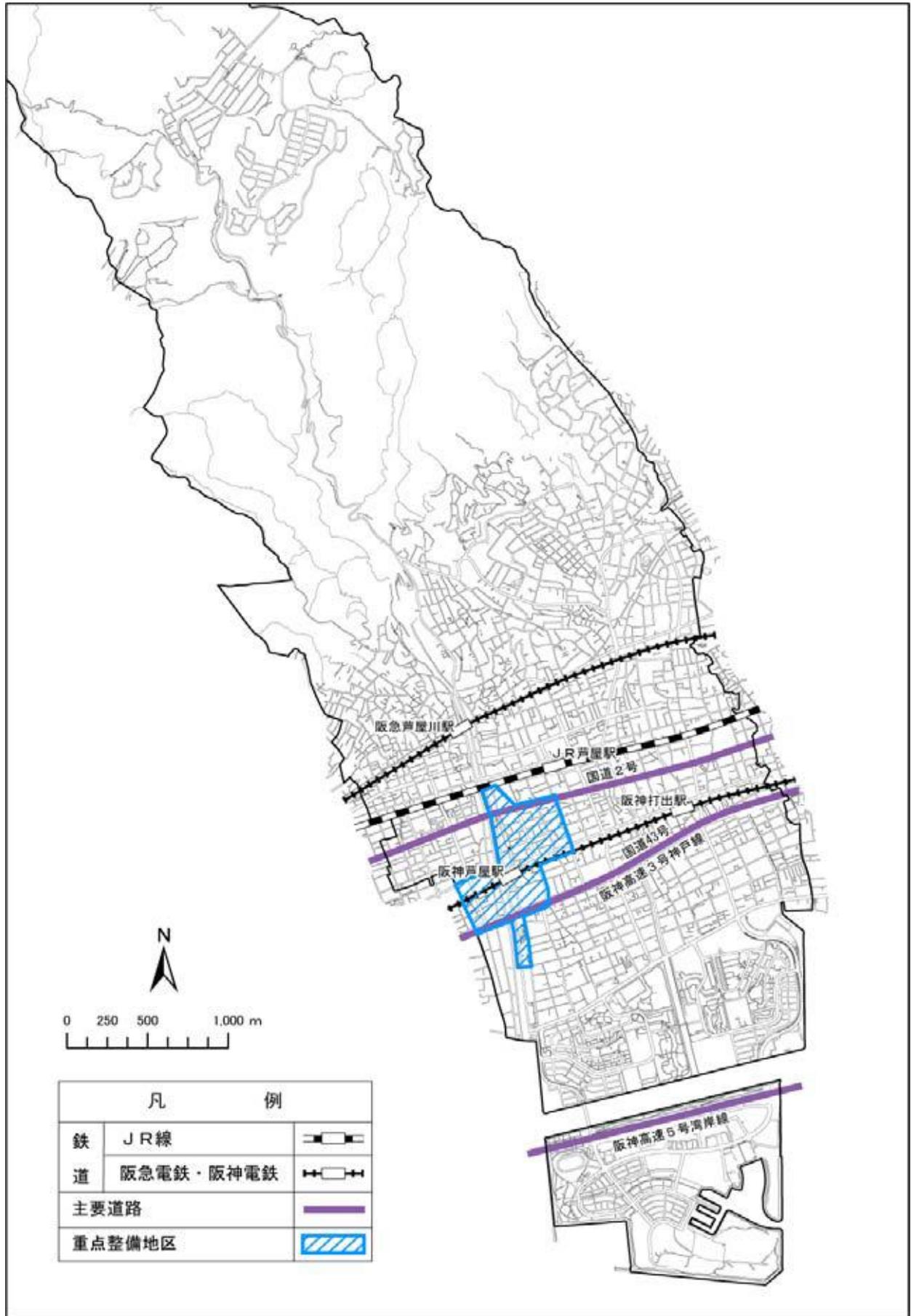
重点整備地区を「阪神芦屋駅・市役所周辺地区」とします。なお、本地区の選定理由は以下のとおりです。

- 本地区には、阪神芦屋駅や各種行政手続きを行う芦屋市役所、芦屋健康福祉事務所などの官公庁施設をはじめ、福社会館・老人福社会館や市民センター本館・ルナホールなどの生活関連施設が多数立地しています。
- 阪神芦屋駅の1日平均利用者数は21,504人であり、JR芦屋駅に次いで多くなっています。
- また、駅構内にエレベーターが無く、駅の主要な出入口は階段になっています。また、車いす対応型トイレが未整備など、市内の4駅の中で最もバリアフリー面の課題が多くみられます。
- 芦屋市都市計画マスタープランにおいて都市構造上の拠点として位置付けられており、市民をはじめ多くの方が訪れることから、バリアフリー整備による事業効果が高いといえます。
- 阪神芦屋駅では、平成21年春に近鉄電車との相互直通運転が計画されています。

また、重点整備地区の区域は、阪神芦屋駅を中心とした徒歩圏域（駅からおおむね500m）において、高齢者、障がいのある方などがよく利用する以下の生活関連施設を囲む区域（約38ha）とします。

## 【生活関連施設】

旅客施設		阪神芦屋駅
建築物	官公庁施設	芦屋市役所／芦屋警察署／芦屋税務署／芦屋健康福祉事務所
	福祉施設	芦屋市保健センター／福社会館・老人福社会館
	医療施設	—
	文化施設	市民センター本館・ルナホール／体育館・青少年センター
	学校教育施設	—
	商業業務施設	芦屋郵便局
	その他の施設	連絡通路（駅～市役所）
路外駐車場		—
都市公園		芦屋公園／市民公園／大榭公園／業平公園



【重点整備地区の位置】



## 5 生活関連経路等の設定

### (1) 生活関連経路

#### ア 生活関連経路設定の考え方

重点整備地区内の生活関連施設間を連絡する主要な移動経路を、今後、バリアフリー化事業を推進する生活関連経路として設定します。

なお、生活関連経路については、今後、移動等円滑化基準に基づき優先的にバリアフリー化を実施しますが、地形的制約や沿道の市街化状況などにより、移動等円滑化基準の全てを満たす整備が困難な経路もあります。

そのため、設定する生活関連経路を以下のように区分します。

#### (ア) 生活関連経路Ⅰ

- 重点整備地区内の生活関連施設間を連絡する主要な移動経路のうち、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー整備を行う経路をいいます。

#### (イ) 生活関連経路Ⅱ

- 重点整備地区内の生活関連施設間を連絡する主要な移動経路のうち、生活関連経路Ⅰを除いた経路で、地形的制約や沿道の市街化状況などにより移動等円滑化基準に全て適合させることが困難な経路をいいます。これらの経路については、移動等円滑化基準の中で実施可能なバリアフリー整備を行います。

#### イ 生活関連経路の設定

生活関連経路Ⅰは、阪神芦屋駅と官公庁施設や福祉施設を結ぶ南北の経路を中心として、国道2号、国道43号、県道奥山精道線、市道216号線などを設定します。

また、市道338-1号線、市道196号線などを生活関連経路Ⅱに設定します。

生活関連経路Ⅰの延長は約1.9km、生活関連経路Ⅱの延長は約1.2kmです。

### (2) 生活関連経路Ⅱの設定の必要性を検討する道路

国道43号精道交差点においては、横断歩道と芦屋歩道橋が併設されています。生活関連経路としては、上下方向の移動を伴わない横断歩道を設定しますが、広幅員の道路であるため歩行者などが横断を完了するのに相当の時間を要することから、芦屋歩道橋を生活関連経路Ⅱに設定する必要性を検討する道路として設定します。

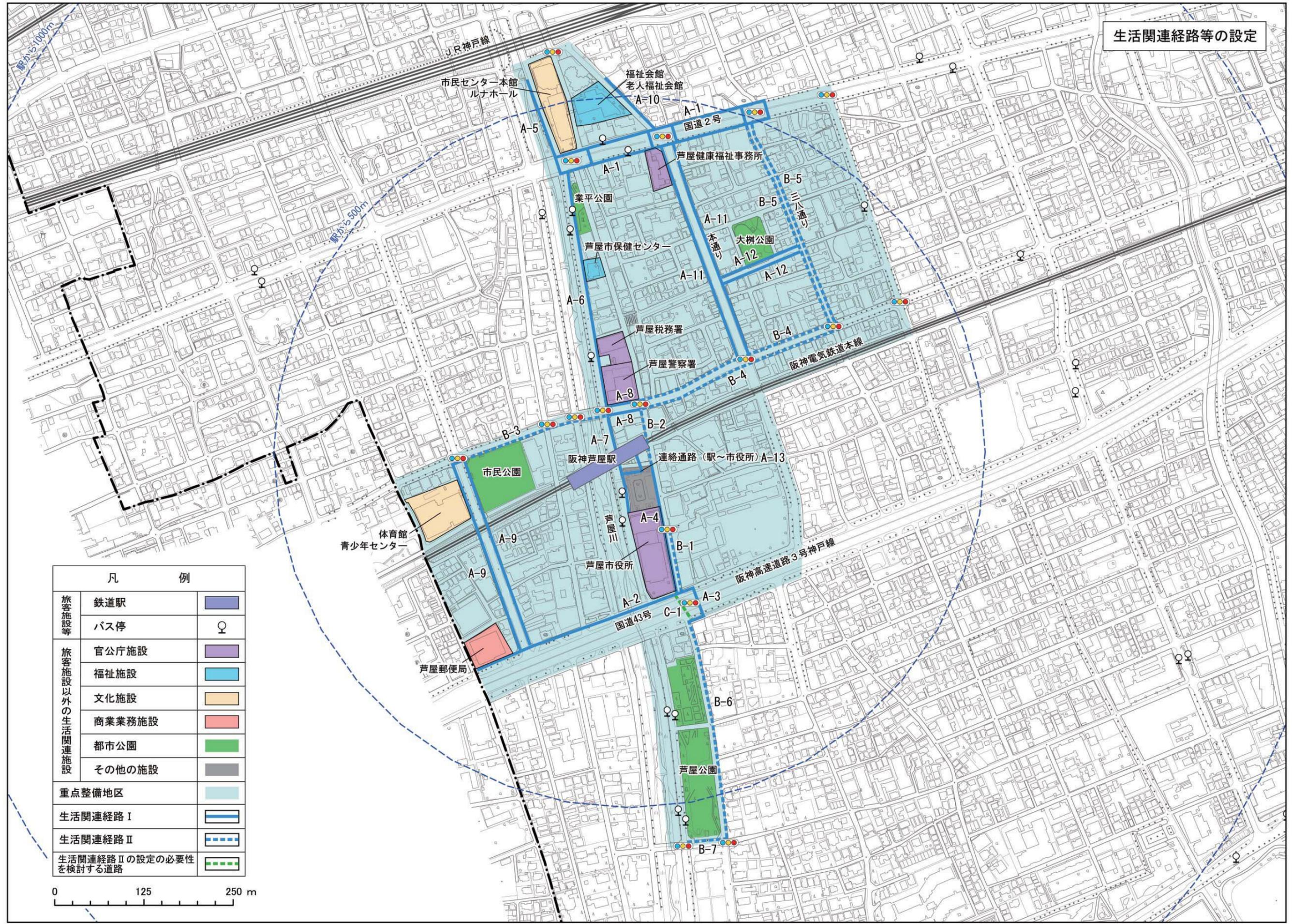
※：図中では、生活関連経路Ⅰを実線、生活関連経路Ⅱ及び生活関連経路Ⅱに設定する必要性を検討する道路を波線で表示しています。

また、経路を構成する道路については、歩道単位（片側歩道又は両側歩道）で表示しています。

## 【生活関連経路等の設定】

区 分	番 号	施 設 名	管理者	区 間	延長(m)
生活関連経路Ⅰ	A-1	国道2号	国土交通省	業平橋東詰交差点 ～三八通北交差点	300 (600)
	A-2	国道43号	国土交通省	精道交差点 ～芦屋郵便局	300
	A-3	国道43号(横断歩道)	国土交通省	精道交差点	31
	A-4	県道奥山精道線	兵庫県	阪神芦屋駅 ～精道交差点	180
	A-5	市道216号線	芦屋市	市民センター本館・ルナホール～業平橋東詰交差点	110
	A-6	市道216号線	芦屋市	業平橋東詰交差点 ～芦屋警察署	330
	A-7	市道216号線	芦屋市	芦屋警察署 ～芦屋市役所	140
	A-8	市道338-1号線	芦屋市	芦屋警察署前交差点 ～公光橋東詰交差点	40 (80)
	A-9	市道229号線	芦屋市	青少年センター前交差点 ～芦屋郵便局	280 (560)
	A-10	市道210号線	芦屋市	福祉会館・老人福祉会館 ～本通北交差点	100
	A-11	市道210号線	芦屋市	本通り	320 (640)
	A-12	市道200号線	芦屋市	三八通り～本通り	120 (240)
	A-13	連絡通路	芦屋市	阪神芦屋駅～芦屋市役所	
生活関連経路Ⅱ	B-1	県道奥山精道線	兵庫県	精道小学校西門 ～精道交差点	90
	B-2	県道奥山精道線	兵庫県	芦屋警察署前交差点 ～阪神芦屋駅	70
	B-3	市道338-1号線	芦屋市	青少年センター前交差点 ～公光橋東詰交差点	200
	B-4	市道338-1号線	芦屋市	芦屋警察署前交差点 ～三八通り	280
	B-5	市道196号線	芦屋市	三八通り	300 (600)
	B-6	市道215号線	芦屋市	精道交差点～芦屋公園(テニスコート)北東交差点	310
	B-7	市道312号線	芦屋市	芦屋公園(テニスコート)北東交差点～鶴塚橋東詰交差点	40
生活関連経路Ⅱ の設定の必要性 を検討する道路	C-1	国道43号 (芦屋歩道橋)	国土交通省	精道交差点	

生活関連経路等の設定



凡 例		
旅客施設等	鉄道駅	
	バス停	
旅客施設以外の生活関連施設	官公庁施設	
	福祉施設	
	文化施設	
	商業業務施設	
	都市公園	
	その他の施設	
重点整備地区		
生活関連経路 I		
生活関連経路 II		
生活関連経路 II の設定の必要性を検討する道路		

## 6 重点整備地区の課題

基本構想の策定に当たり、重点整備地区におけるバリアフリー上の問題点を把握し、課題の整理を行うため、高齢者や様々な障がいのある方などのご協力を頂きながら、まち歩き点検調査を実施しました。また、まち歩き点検調査は、平成18年9月26日、27日、30日、10月3日の4日間にわたって実施し、高齢者や様々な障がいのある方など、延べ64名の方に参加して頂きました。

このまち歩き点検調査やヒアリング・アンケート調査などによる利用者の意見、バリアフリー基準調査の結果を踏まえ、重点整備地区における課題を整理します。

### ア 阪神芦屋駅

阪神芦屋駅におけるバリアフリー上の主な課題は次のとおりです。

特に現在、改札口からプラットホームに通ずる経路について、上下切り替えを行う必要のあるエスカレーターと階段しか設置されておらず、車いすを使用する方などにとっては、事前に駅員に連絡しないと駅が利用できない状況となっています。そのため、改札口からプラットホームまでの高低差の解消が最も大きな課題となっています。

#### 【阪神芦屋駅におけるバリアフリー上の課題】

項目	移動円滑化基準等を満たしていない事項	利用者の意見（問題点、提案等）
経路	出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道奥山精道線から駅東側コンコースに連絡する出入口は階段しかない</li> </ul>
	出入口から改札口まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スロープに手すりが設置されていない</li> <li>・ 路面が滑りやすい</li> </ul>
	改札口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効幅 85 cmの有人改札があるが、幅 90 cm以上の拡幅改札口がない</li> <li>・ 車いす用通路は、通れなくはないが狭い</li> </ul>
	改札口からホームまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーターが設置されていない</li> <li>・ 上り専用と下り専用のエスカレーターが確保されていない</li> <li>・ エレベーターが欲しい</li> </ul>
	ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホーム縁端警告ブロックが敷設されているが、ガイドラインに適合していない</li> <li>・ ホーム幅が狭い</li> <li>・ 路面が滑りやすい</li> <li>・ 電車とホームの間に隙間がある</li> <li>・ 乗車位置が分からない、電車の近づく音が聞こえない</li> <li>・ 女性専用車両が分かりにくい</li> <li>・ 柱に色（黄色など）の印が欲しい</li> <li>・ フラッシュなど、電車の接近が視覚で分かるものが欲しい</li> </ul>
階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改札外階段の手すりに点字がなく、手すりが2段式になっていない</li> <li>・ 階段の踏面の端部が光ってよい</li> </ul>	

※：利用者の意見の upper 段は問題点、lower 段は提案等

## 【阪神芦屋駅におけるバリアフリー上の課題】

項目		移動円滑化基準等を満たしていない事項	利用者の意見（問題点，提案等）
経路	連絡通路 (駅～市役所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープの勾配がきつく，手すりが設置されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>側溝にフタが無い</li> </ul>
	施設・設備	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者用トイレなどが設置されていない</li> <li>男女の区別などを視覚障害者に示す点字による案内板などの設備が設置されていない</li> </ul>
券売機			<ul style="list-style-type: none"> <li>車いすだと利用しにくい（車いすを横にしないと届かない，運賃が見えにくい）</li> <li>硬貨の入口が狭くて使いにくい</li> <li>特割りに精神障がい書かれていない</li> </ul>
運行情報提供設備			<ul style="list-style-type: none"> <li>人が多いと見えにくい</li> <li>大阪行きか，三宮行きかが分からない</li> <li>方向が書いてあるので分かりやすい</li> </ul>
その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>駅員とコミュニケーションが上手く取れない</li> </ul>
視覚障害者誘導用ブロック		<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡通路に通ずる経路に敷設されていない</li> <li>連絡通路に敷設されていない</li> <li>トイレ，券売機までの経路に敷設されていない</li> </ul>	

※：利用者の意見の上段は問題点，下段は提案等

## イ バス車両・バス停

芦屋浜営業所におけるバス車両の低床化率は74%（ノンステップバスが13両，ワンステップバスが24両，通常型車両が13両）であり，ノンステップバス，ワンステップバスには，車いす対応のスロープ板，車いすスペース，車外用放送装置，車内の行先表示機が設置されています。

また，鉄道駅などの主要なバス停には上屋，ベンチが設置されています。

このように，バス交通についてはおおむねバリアフリー化が図られていますが，バス停の整備については，歩道幅員の確保やバスベイの設置など，道路整備と一体的に検討していく必要があります。

## ウ 道路

## (7) 歩道等

生活関連経路に設定されている歩道などにおけるバリアフリー上の主な課題は次のとおりです。

特に、震災復興土地地区画整理事業により整備された道路や都市計画道路として整備された道路では幅の広い歩道が整備されており、おおむねバリアフリー化が図られていますが、阪神芦屋駅と官公庁施設や福祉施設を南北に結ぶ市道 216 号線や県道奥山精道線などのバリアフリー化が課題となっています。

また、沿道市街地の状況から歩道の拡幅整備が困難であり、また、地形的な状況により縦断勾配のきつい坂道もみられる道路については、路線ごとの実情を踏まえながら実施可能なバリアフリー化を進める必要があります。

## 【歩道等におけるバリアフリー上の課題】

項 目	移動円滑化基準を満たしていない事項	利用者の意見（問題点，提案等）
有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効幅員が 2 m 未満の箇所がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害物があり通りにくい（看板，駐輪，駐車車両，電柱，花壇，民地の植栽，車止めなど）</li> <li>介助者が並列して歩ける幅が欲しい</li> </ul>
舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>未舗装の路線がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装面に凸凹がある（インターロッキングブロックのがたつき・段差，マンホールのフタなど）</li> <li>透水性舗装は良い，歩きやすい</li> <li>歩道の色が決まっているとよい，茶色の歩道は比較の見えやすい</li> <li>歩行者と自転車の通るところを分けて欲しい</li> </ul>
勾配	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形の状況から縦断勾配がきつい路線がある</li> <li>橋の付近など車道とのすりつけ部の勾配がきつい箇所がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配がきつくて長い坂で手すりになるガードパイプがあるのはよい</li> <li>勾配がきつくて長い坂では休める場所が欲しい（特に下りがきつい）</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の波打ちが発生している路線がある</li> </ul>	
歩車道境界段差		<ul style="list-style-type: none"> <li>小さい段差につまずく，気になる</li> <li>下りで段差があると危ない</li> </ul>
車両乗入れ部		<ul style="list-style-type: none"> <li>車両乗入れ部に段差がある</li> <li>車両乗入れ部が分かるようにして欲しい</li> </ul>

※：利用者の意見の上段は問題点，下段は提案等

【歩道等におけるバリアフリー上の課題】

項目	移動円滑化基準を満たしていない事項	利用者の意見（問題点，提案等）
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導用ブロックが無い路線，箇所がある</li> <li>誘導用ブロックが敷設されているが，色が歩道と同色，形状が小さいなどにより識別しにくい箇所がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いすの方・杖の利用者にとって誘導用ブロックは通りにくいのでは</li> <li>歩道の幅によって誘導用ブロックの位置が異なる，位置を統一して欲しい</li> </ul>
排水施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>グレーチングの目が粗い（車いすの車輪が挟まる，杖の先が折れる）</li> <li>側溝にフタが無い</li> <li>街渠が鉄平石，コンクリートがよい</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の敷地や都市公園の出入口との境界部分に段差がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹が邪魔になって通りにくい（幅員が狭い，植栽樹により段差ができています）</li> <li>自転車のマナーが悪い（2～3台並走，ベルが聞こえない，専用場所を走らない，スピード出しすぎなど）</li> <li>踏切が通りにくい（歩く部分が狭い）</li> <li>電柱標識板無いと，電柱があるのが分からない</li> <li>歩道の縁石がななめに切れている，視線誘導標などが無い</li> <li>石のいすは危ない</li> <li>休憩できる施設が欲しい（ベンチ）</li> <li>反射板があるから車止めが見えやすい</li> <li>分かりやすい案内表示が欲しい（介助者なしで利用できるように）</li> </ul>

※：利用者の意見の上段は問題点，下段は提案等

## (4) 芦屋歩道橋

芦屋歩道橋におけるバリアフリー上の主な課題は次のとおりです。

芦屋歩道橋は、阪神芦屋駅・芦屋市役所や芦屋公園などの生活関連施設間を連絡する移動経路として、国道43号を横断する歩行者の安全を確保する役割を担っていますが、スロープの勾配がきつく、階段による垂直方向の移動となっています。また、橋脚や階段により交差点の見通しが悪く、自動車と自転車などが衝突する危険性があります。

そのため、高齢者や障がいのある方などを含む歩行者の利便性と安全性の向上の観点から、特に、階段を上り下りする負担などを可能な限り軽減することと、歩道橋下における交通事故の危険性を低減するための改善などが必要となっています。

## 【芦屋歩道橋におけるバリアフリー上の課題】

項目	移動円滑化基準を満たしていない事項	利用者の意見（問題点，提案等）
昇降施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動円滑化のためのエレベーターなどが設置されていない</li> </ul>	
スロープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配がきつい</li> <li>手すりに点字がない，また手すりが2段式になっていない</li> </ul>	
通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりが設置されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>揺れがひどい</li> </ul>
階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりに点字がない，また手すりが2段式になっていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>階段の最後の段まで識別できるように</li> </ul>
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープの上端，階段の踊り場付近などに敷設されていない</li> </ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道橋を使っている人が少ない</li> <li>橋脚や階段により交差点の見通しが悪い</li> </ul>

※：利用者の意見の上段は問題点，下段は提案等

## エ 交通安全施設

生活関連経路の交通安全施設におけるバリアフリー上の主な課題は次のとおりです。

特に、国道 43 号精道交差点では現在、音響式信号機が設置されていないほか、高齢者や障がいのある方などにとって国道 43 号を横断するための歩行者青信号時間が十分に確保されていない状況です。そのため、併設されている芦屋歩道橋との役割分担を検討しながら、高齢者や障がいのある方などを含めた歩行者の円滑かつ安全な横断を確保していく必要があります。

## 【交通安全施設におけるバリアフリー上の課題】

項 目	交通安全施設の基準を満たしていない事項	利用者の意見（問題点，提案等）
信号機	<ul style="list-style-type: none"> <li>本通北交差点，芦屋警察署前交差点の 2 箇所の信号機を除き，音響式信号機が設置されていない</li> <li>国道 2 号，国道 43 号の広幅員道路を横断するための歩行者用青信号時間が短い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信号の色が分かりにくい</li> <li>信号機が無い</li> <li>道路の幅員が広いと信号機が見えにくい，真ん中にもう 1 つ必要</li> <li>信号待ちの時に休憩できる施設が欲しい</li> <li>時差信号であることの表示が必要</li> </ul>
横断歩道		<ul style="list-style-type: none"> <li>横断歩道が無い</li> <li>横断歩道が渡りにくい（横断勾配がきつい，位置が悪い，自転車横断帯が狭い）</li> </ul>

※：利用者の意見の上段は問題点，下段は提案等

## オ 官公庁施設等の建築物

官公庁施設などの建築物におけるバリアフリー上の主な課題は次のとおりです。

## 【官公庁施設等の建築物におけるバリアフリー上の課題】

項 目		移動等円滑化基準を 満たしていない事項	利用者の意見（問題点，提案等）
芦屋市役所	屋外/ 建物の出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スロープに手すりが設置されていない（東側）</li> <li>・ スロープの勾配がきつく，手すりが設置されていない（西側）</li> <li>・ 誘導用ブロックが敷設されているが，色が路面と同色である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舗装面に凸凹がある</li> <li>・ 車で行く時が不便</li> </ul>
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階段の踏面が識別しにくい</li> <li>・ オストメイト対応トイレが設置されていない</li> <li>・ 階段，スロープの上端付近に誘導用ブロックが敷設されていない</li> <li>・ 案内設備までの誘導用ブロックの色が床面と同色である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授乳室が無い，おむつの交換場所が分かりにくい</li> <li>・ 玄関が暗いのでLED誘導用ブロックが欲しい</li> </ul>
芦屋警察署	屋外/ 建物の出入口		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スロープの曲がる角度を緩くして欲しい</li> <li>・ 正面から入れるようにスロープを設置して欲しい</li> </ul>
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オストメイト対応トイレが設置されていない</li> </ul>	
芦屋税務署	屋外/ 建物の出入口		(改装中のため調査をしていない)
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オストメイト対応トイレが設置されていない</li> </ul>	
芦屋健康福祉事務所	屋外/ 建物の出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす用駐車スペースはあるが，幅が狭い</li> </ul>	
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーターが設置されていない</li> </ul>	
芦屋市保健センター	屋外/ 建物の出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スロープに手すりが設置されていない</li> <li>・ 車いす用駐車スペースがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関のドアが手動</li> <li>・ グレーチングの目が粗い</li> </ul>
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーターが設置されていない</li> <li>・ オストメイト対応トイレが設置されていない</li> <li>・ 階段の上端付近に誘導用ブロックが敷設されていない</li> </ul>	

※：利用者の意見の上段は問題点，下段は提案等

## 【官公庁施設等の建築物におけるバリアフリー上の課題】

項 目		移動等円滑化基準を 満たしていない事項	利用者の意見（問題点、提案等）
福祉会館・老人福祉会館	屋外/ 建物の出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路と敷地の境界部分に段差がある</li> <li>誘導用ブロックが敷設されているが、色が路面と同色である</li> <li>車いす用駐車スペースはあるが、幅が狭い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄関前通路の両側に柵などが必要</li> <li>階段が不規則、各段の高さが違う</li> <li>玄関のマットで誘導用ブロックが隠れている</li> <li>玄関のレールに凸凹がある</li> <li>階段の踏面に滑り止めが欲しい</li> </ul>
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>オストメイト対応トイレが設置されていない</li> <li>案内設備までの経路に誘導用ブロックが敷設されていない</li> <li>階段上端付近の誘導用ブロックの色が床面と同色である</li> </ul>	
市民センター・ルナホール	屋外/ 建物の出入口	<p>[市民センター本館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誘導用ブロックが敷設されているが、色が路面と同色である</li> </ul> <p>[ルナホール]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内通路の勾配がきつい(西側から1階玄関への通路)</li> <li>誘導用ブロックが敷設されているが、色が路面と同色である</li> </ul>	<p>[市民センター本館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スロープが短い</li> <li>誘導用ブロックの位置が悪い(階段前)、玄関のマットで誘導用ブロックが隠れている</li> </ul> <p>[ルナホール]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>玄関の扉が開いているのか判別しにくい</li> </ul> <p>[市民センター本館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スロープの曲がる角度を緩くして欲しい</li> <li>階段の踏面に滑り止めが欲しい</li> </ul>
	屋内	<p>[市民センター本館]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オストメイト対応トイレが設置されていない</li> <li>男子トイレに床置き式小便器が設置されていない</li> <li>スロープの上端付近に誘導用ブロックが敷設されていない</li> </ul> <p>[ルナホール]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オストメイト対応トイレが設置されていない</li> <li>案内設備までの経路に誘導用ブロックが敷設されていない</li> <li>階段上端付近の誘導用ブロックの色が床面と同色である</li> </ul>	<p>[市民センター本館・ルナホール]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>玄関が暗いのでLED誘導用ブロックが欲しい</li> </ul>
体育館・青少年センター	屋外/ 建物の出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路と敷地の境界部分に段差がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路面が滑りやすい</li> <li>自転車の駐輪マナーが悪い</li> <li>玄関のマットがめくれている、つまずく</li> <li>駐車場の台数が少ない</li> </ul>
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>オストメイト対応トイレが設置されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育館で車いす競技ができない</li> <li>玄関が暗いのでLED誘導用ブロックが欲しい</li> </ul>

※：利用者の意見の上段は問題点、下段は提案等

## 【官公庁施設等の建築物におけるバリアフリー上の課題】

項 目		移動等円滑化基準を 満たしていない事項	利用者の意見（問題点，提案等）
芦屋郵便局	屋外		<ul style="list-style-type: none"> <li>「自転車は通行できません」のシールを大きくして欲しい（スロープ）</li> </ul>
	屋内		<ul style="list-style-type: none"> <li>玄関が暗いのでLED誘導用ブロックが欲しい</li> </ul>
（ 駅～ 市役所 ） 連絡通路	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープの勾配がきつく，手すりが設置されていない</li> <li>阪神芦屋駅に通ずる連絡通路に誘導用ブロックが敷設されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>側溝にフタが無い</li> </ul>

※：利用者の意見の上段は問題点，下段は提案等

カ 都市公園

都市公園におけるバリアフリー上の主な課題は次のとおりです。

近年、震災復興土地地区画整理事業により整備された大榎公園では、おおむねバリアフリー化が図られていますが、その他の古くから整備された都市公園では、トイレなどの公園施設や出入口などのバリアフリー化が課題となっています。特に、芦屋公園については、本市の景観を代表するシンボリックな空間を形成しており、良好な景観に配慮したバリアフリー化を検討していく必要があります。

【都市公園におけるバリアフリー上の課題】

項 目		移動等円滑化基準を 満たしていない事項	利用者の意見（問題点，提案等）
芦屋公園	園路	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界部分に段差がある</li> <li>通路に段差がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土の道はベビーカーを押しにくい</li> <li>砂地，段差などがあり公園内は車いすで通れないが，景観を損なわないバリアフリーが必要</li> </ul>
	公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす使用者用トイレなどが設置されていない</li> <li>手洗場が高く，下部スペースがない</li> </ul>	
市民公園	園路	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路との境界部分に段差がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口の砂ですべる</li> </ul>
	公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>休憩所の出入口に段差がある</li> <li>車いす使用者用トイレなどが設置されていない</li> <li>水飲場，手洗場が高く，下部スペースがない</li> </ul>	
大榎公園	園路	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープに手すりが片側しか設置されていない</li> <li>階段の手すりに点字がない</li> <li>公園内の小川に立ち上がり部などが無い</li> </ul>	
	公園施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレの出入口に誘導用ブロックがない</li> <li>トイレの出入口横に段差がある</li> <li>車いす用トイレの便器の向きが悪い</li> <li>トイレの男女の別が分からない，触って分かるように</li> <li>手すりは跳ね上げ式がよい</li> <li>ゴミ箱が欲しい</li> </ul>
業平公園	園路	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレまでの通路に有効幅員が狭い箇所，段差がある</li> <li>スロープの勾配がきつく，手すりが設置されていない</li> <li>階段に手すりがなく，踏面が識別しにくい，また，階段の両側に立ち上がり部などが無い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープがあるのが分かりにくい</li> </ul>
	公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>休憩所の出入口に段差がある</li> <li>車いす使用者用トイレなどが設置されていない</li> <li>手洗場が高く，下部スペースがない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレの出入口に段差がある</li> </ul>

※：利用者の意見の上段は問題点，下段は提案等

## 7 バリアフリー化のために実施すべき特定事業等

### (1) 整備の基本的な考え方

生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備については、基本理念、基本方針を踏まえるとともに、本地区の実情に応じ、次に示す基本的な考え方に基づき整備を行います。

なお、バリアフリー整備に当たっては、施設ごとの移動等円滑化基準を基本とした整備・改善はもとより、関連するガイドラインや利用者からの提案事項などを踏まえた、より質の高いバリアフリー化を目指します。

また、各施設設置管理者及び公安委員会をはじめ、関係者相互の連携を図ります。

(ア) 阪神芦屋駅の出入口からホームに通ずる経路について、エレベーターなどにより高低差を解消し、高齢の方、障がいのある方、子供連れの方などすべての方が、可能な限り単独で移動できる経路を1以上確保します。

(イ) 阪神芦屋駅、芦屋市役所から南北方向に点在する官公庁施設や福祉施設、都市公園を結ぶ経路などについて、重点的なバリアフリー化を進めます。

また、坂が多い地形を考慮した歩道の整備に努めます。

(ウ) 地区内を東西に走る国道2号、国道43号の広幅員幹線道路が南北方向を円滑に移動するうえでの障害となっており、これらの横断箇所について、安全・安心・快適に移動できる歩行空間の確保に努めます。

(エ) 建築物のバリアフリー化については、公共性の高い官公庁施設、福祉施設などから順次実施するほか、民間建築物についても「兵庫県福祉のまちづくり条例」との連携強化を図り、公共交通機関や道路、都市公園などとの一体的・連続的なバリアフリー化に努めます。

(オ) 芦屋川沿いの松並木や芦屋公園の美しい景観に配慮した整備の検討を行い、「国際文化住宅都市」としてふさわしい、人にも環境にも優しいバリアフリー化に努めます。

(2) 特定事業

ア 公共交通特定事業

(ア) 阪神芦屋駅

項目	事業内容	事業者	時期	
経路	エレベーター(改札内)	・ 駅東改札内から各ホームを結ぶエレベーターの設置	●	
	スロープ(改札外)	・ 市道216号線から駅東改札間の連絡通路スロープ部への2段式手すりの設置	●	
	改札口	・ 車いす使用者に対応した拡幅改札口の設置	●	
	ホーム	・ ホーム縁端警告ブロックの改善*1	○	
	階段(改札内外)	・ 2段式手すりへの改善, 手すりへの点字案内表示	●	
	駅東改札外～県道間のアクセス	・ 駅東改札外から県道奥山精道線間の段差解消施設の整備*2	阪神電気鉄道等	○
	連絡通路(駅～市役所)	・ スロープの勾配などの改善 ・ 溝蓋の設置	芦屋市	●
視覚障害者誘導用ブロック	・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置(連絡通路や連絡通路から改札口に至る経路など)	阪神電気鉄道 / 芦屋市	●	
施設・設備	トイレ	・ 高齢者や障がいのある方, 乳幼児を連れた方などに配慮した設備の改善	●	
	券売機	・ バリアフリー化された券売機に更新*3	○	
	運行情報提供設備	・ バリアフリー化された案内表示器に更新*4	○	

※：時期の●は短期（原則、平成22年までに事業を実施）、○は長期（長期的に事業を実施）

【実施課題について】

- \*1 ホーム縁端警告ブロックの改善：ホーム縁端警告ブロックの形状などについて、ISO（国際標準化機構）規格化が現在検討中であり、この動向を踏まえて改善を検討
- \*2 駅東改札外から県道奥山精道線間の段差解消施設の整備：現在の駅舎（地下構造）付近では、エレベーターの整備が非常に困難であり、鉄道事業者や芦屋市をはじめ、他の関係機関との協議、調整などにより実施を検討
- \*3 バリアフリー化された券売機に更新：今後の機器開発の動向も踏まえ、設備更新時期にあわせて実施を検討
- \*4 バリアフリー化された案内表示器に更新：設備更新時期にあわせて、設置場所なども含めて実施を検討

(イ) バス車両・バス停

項 目	事 業 内 容	事業者	時期
バス車両	・ 低床車両バスの導入	阪急バス	継続
バス停	・ ベンチ及び上屋の設置* <sup>1</sup>		○

※：時期の●は短期（原則、平成 22 年までに事業を実施）、○は長期（長期的に事業を実施）

【実施課題について】

\* 1 ベンチ及び上屋の設置：ベンチ及び上屋の設置に必要な幅員を除き、歩道の有効幅員が 2 m 以上確保できる路線については、道路管理者との協議により実施を検討

イ 道路特定事業

(7) 生活関連経路 I を構成する道路

番号	路線名	区間	事業内容	事業者	時期
A-1	国道2号	業平橋東詰交差点～三八通北交差点	・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置	国土交通省	●
A-2	国道43号	精道交差点～芦屋郵便局	・ 芦屋歩道橋の橋脚部における有効幅員の拡幅* <sup>1</sup> ・ 交差点でのすりつけ勾配の改善 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置		●
A-3	国道43号 (横断歩道)	精道交差点	・ 引き続き検討* <sup>2</sup>		●
A-4	県道奥山精道線	阪神芦屋駅～精道交差点	・ 有効幅員の拡幅 ・ 歩道の波打ち改善 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善	兵庫県	●
A-5	市道216号線	市民センター本館・ルナホール～業平橋東詰交差点	・ スロープの拡幅、勾配などの改善 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置	芦屋市	●
A-6	市道216号線	業平橋東詰交差点～芦屋警察署	・ 芦屋川沿いの景観に配慮した平坦で滑りにくい舗装仕上げとする* <sup>3</sup> ・ 狭い区間での有効幅員の拡幅 ・ 車両乗入れ部でのすりつけ改善 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置		●
A-7	市道216号線	芦屋警察署～芦屋市役所	・ 歩道の波打ち改善 ・ 横断歩道における横断勾配の改善* <sup>4</sup> ・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善		●
A-8	市道338-1号線	芦屋警察署前交差点～公光橋東詰交差点	・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置		●
A-9	市道229号線	青少年センター前交差点～芦屋郵便局	・ 舗装面の凸凹の改善 ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置、改善		●
A-10	市道210号線	福祉会館・老人福祉会館～本通北交差点	・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置		●
A-11	市道210号線	本通り	・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置		●
A-12	市道200号線	三八通り～本通り	・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置		●

※：時期の●は短期（原則、平成22年までに事業を実施）、○は長期（長期的に事業を実施）

【実施課題について】

\* 1 芦屋歩道橋の橋脚部における有効幅員の拡幅 [A-2 国道43号]：歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、芦屋歩道橋の橋脚位置の変更による改善策を検討

\* 2 引き続き検討 [A-3 国道43号（横断歩道）]：引き続き横断歩行者の安全性・円滑性などに着目した現況の課題を精査したうえで改善策を検討

\* 3 芦屋川沿いの景観に配慮した平坦で滑りにくい舗装仕上げとする [A-6 市道216号線]：試験施工を行い、市民や利用者の意見を聞きながら、芦屋川や松並木の景観と調和した舗装材などを検討

\* 4 横断歩道における横断勾配の改善 [A-7 市道 216 号線]：東西方向の縦断勾配を詳細に調査し実現可能な改善策を検討

(イ) 生活関連経路Ⅱを構成する道路

番号	路線名	区間	事業内容	事業者	時期
B-1	県道奥山精道線	精道小学校西門～精道交差点	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効幅員の拡幅</li> <li>歩道の波打ち改善</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの改善</li> </ul>	兵庫県	●
B-2	県道奥山精道線	芦屋警察署前交差点～阪神芦屋駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効幅員の拡幅<sup>*5</sup></li> <li>踏切部における歩行空間の改善<sup>*6</sup></li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>	兵庫県	○
B-3	市道 338-1 号線	青少年センター前交差点～公光橋東詰交差点	<ul style="list-style-type: none"> <li>長い坂道区間での休憩施設などの設置<sup>*7</sup></li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>	芦屋市	○
B-4	市道 338-1 号線	芦屋警察署前交差点～三八通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装面の凸凹の改善</li> <li>長い坂道区間での休憩施設などの設置<sup>*7</sup></li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>		○
B-5	市道 196 号線	三八通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>		○
B-6	市道 215 号線	精道交差点～芦屋公園（テニスコート）北東交差点	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両乗入れ部でのすりつけ改善</li> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>		○
B-7	市道 312 号線	芦屋公園（テニスコート）北東交差点～鶴塚橋東詰交差点	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>		○

※：時期の●は短期（原則、平成 22 年までに事業を実施）、○は長期（長期的に事業を実施）

【実施課題について】

\* 5 有効幅員の拡幅 [B-2 県道奥山精道線]：道路占有物の移設・集約，民地の協力など，実現可能な改善策を検討

\* 6 踏切部における歩行空間の改善 [B-2 県道奥山精道線]：鉄道事業者との協議により実現可能な改善策を検討

\* 7 長い坂道区間での休憩施設などの設置 [B-3, B-4 市道 338-1 号線]：歩道幅員などの設置可能なスペースの有無を検討

(ウ) 生活関連経路Ⅱの設定の必要性を検討する道路

番号	路線名	区間	事業内容	事業者	時期
C-1	国道 43 号 (芦屋歩道橋)	精道交差点	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き検討<sup>*8</sup></li> </ul>	国土交通省	○

【実施課題について】

\* 8 引き続き検討 [C-1 国道 43 号]：引き続き道路管理者，公安委員会，芦屋市，地域住民，利用者などと協議を行い検討

(I) 共通事項

項 目	事 業 内 容	事業者	時期
建築物などとの連続性の確保	・ 歩道などから生活関連施設出入口への段差の改善，視覚障害者誘導用ブロックの設置	各施設設置管理者	●
水たまりの防止	・ 舗装材は，雨天時においても水たまりができないよう透水性舗装とする	道路管理者	●
排水施設	・ グレーチングの改善		●
その他	・ 分かりやすい歩行者案内標識の設置* 9	芦屋市	○

※：時期の●は短期（原則，平成 22 年までに事業を実施），○は長期（長期的に事業を実施）

【実施課題について】

\* 9 分かりやすい歩行者案内標識の設置：設置場所と表示内容を検討

ウ 交通安全特定事業

項 目	事 業 内 容	事業者	時期
信号機	・ 生活関連経路の主要な交差点におけるバリアフリー対応型信号機の設置	公安委員会	●
	・ 生活関連経路の主要な交差点における歩行者用青時間の延長* 1		○
横断歩道	・ 生活関連経路の主要な交差点における横断歩道などの拡幅やエスコートゾーン（視覚障害者用横断帯）の設置* 2	公安委員会／道路管理者	○
その他	・ 違法駐車取締まり強化	公安委員会	継続

※：時期の●は短期（原則，平成 22 年までに事業を実施），○は長期（長期的に事業を実施）

【実施課題について】

\* 1 生活関連経路の主要な交差点における歩行者用青時間の延長：必要箇所や自動車交通量などを詳細に調査し実施を検討

\* 2 生活関連経路の主要な交差点における横断歩道などの拡幅やエスコートゾーン（視覚障害者用横断帯）の設置：公安委員会と道路管理者との協議により実施を検討

エ 建築物特定事業

施設名	項目	事業内容	事業者	時期
芦屋市役所	屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スロープの改善*<sup>1</sup></li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善</li> </ul>	芦屋市	●
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階段の踏面端部の識別化</li> <li>・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善</li> <li>・ 案内板の改善</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置、改善</li> </ul>		●
芦屋警察署	屋外	(おおむねバリアフリー化されている)	兵庫県	—
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善*<sup>2</sup></li> </ul>		○
芦屋税務署	屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内通路の改善*<sup>3</sup></li> </ul>	国税庁	○
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善</li> </ul>		●
芦屋健康福祉事務所	屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす用駐車スペースの拡幅</li> </ul>	兵庫県	●
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーターの設置*<sup>4</sup></li> </ul>		○
* <sup>5</sup> 芦屋市保健センター	屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スロープに手すりを設置</li> <li>・ 車いす用駐車スペースの設置</li> </ul>	芦屋市	●
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーターの設置</li> <li>・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>		●
福祉会館・老人福祉会館	屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路と敷地境界の段差の改善</li> <li>・ 通路の両側に立ち上がり部などを設置</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善</li> <li>・ 車いす用駐車スペースの拡幅</li> </ul>	芦屋市	●
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置、改善</li> </ul>		●
市民センター本館・ルナホール	屋外	[市民センター本館] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善</li> </ul> [ルナホール] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内通路の改善*<sup>6</sup></li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの改善</li> </ul>	芦屋市	●
	屋内	[市民センター本館] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善</li> <li>・ 男子トイレの改善</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul> [ルナホール] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置、改善</li> </ul>		●
体育館・青少年センター	屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路と敷地境界の段差の改善</li> </ul>	芦屋市	●
	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善</li> </ul>		●

※：時期の●は短期（原則、平成22年までに事業を実施）、○は長期（長期的に事業を実施）

施設名	項目	事業内容	事業者	時期
芦屋郵便局	屋外	(おおむねバリアフリー化されている)	日本郵政公社	—
	屋内	(おおむねバリアフリー化されている)		—
連絡通路 (駅～市役所)	屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スロープの勾配などの改善</li> <li>・ 溝蓋の設置</li> <li>・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置</li> </ul>	芦屋市	●

※：時期の●は短期（原則、平成22年までに事業を実施）、○は長期（長期的に事業を実施）

**【実施課題について】**

- \* 1 スロープの改善 [芦屋市役所]：地形的制約からスロープの勾配の改善が困難であり、実現可能な改善策を検討
- \* 2 高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善 [芦屋警察署]：平成12年度の建替時において、車いす使用者用トイレの設置などバリアフリー化整備を実施しており、これらの整備効果などを評価しながら実施を検討
- \* 3 敷地内通路の改善 [芦屋税務署]：西側の生活関連経路のバリアフリー化と連携した一体的・連続的な改善策について実行可能性を検討
- \* 4 エレベーターの設置 [芦屋健康福祉事務所]：平成17年度に実施したユニバーサル化整備工事の効果などを評価しながら実現可能な改善策を検討
- \* 5 [芦屋市保健センター]：(仮称) 芦屋市福祉センターの構想において検討
- \* 6 敷地内通路の改善 [ルナホール]：地形的制約から敷地内通路の勾配の改善が困難であり、実現可能な改善策を検討

オ 都市公園特定事業

施設名	項目	事業内容	事業者	時期
芦屋公園	園路	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路と敷地境界の段差の改善</li> <li>出入口から主要な公園施設に至る経路の改善*1</li> </ul>	芦屋市	●
	公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善</li> <li>手洗場の改善</li> </ul>		○
市民公園	園路	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路と敷地境界の段差の改善</li> </ul>		●
	公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善</li> <li>休憩施設の段差、水飲場、手洗場の改善</li> </ul>		○
大榭公園	園路	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープ、階段の手すりの改善</li> <li>公園内の小川に立ち上がり部などを設置</li> </ul>		●
	公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ内の手すりの改善</li> </ul>		●
業平公園	園路	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口からトイレまでの通路の改善</li> <li>スロープの勾配などの改善</li> <li>階段の踏面端部の識別化、両側に立ち上がり部などを設置</li> </ul>		●
	公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がいのある方、乳幼児を連れた方などに配慮したトイレの改善</li> <li>休憩施設の段差、水飲場、手洗場の改善</li> </ul>		○

※：時期の●は短期（原則、平成22年までに事業を実施）、○は長期（長期的に事業を実施）

【実施課題について】

\*1 出入口から主要な公園施設に至る経路の改善 [芦屋公園]：芦屋公園の景観と調和したバリアフリー化を検討

### (3) その他の事業

#### ア 心のバリアフリーの推進

施設面でのバリアフリー化が進んでも、歩道上の放置自転車や看板類が車いすの方をはじめ歩行者の通行を妨げたり、視覚障害者誘導用ブロックの上に放置自転車や玄関マットなどが置かれてはその効果を十分に発揮することができません。また、近くにいる人のちょっとしたサポートが何よりも重要となる場合もあります。

さらに、障がいのある方の中でも、内部障がいの方や聴覚障がいの方など、見た目上周囲から気づかれない障がいもあり、知的障がいの方、精神障がいの方なども含めた様々なタイプの障がいについて、市民をはじめ多くの方に理解してもらうための取組が必要です。

そのため、市民、福祉関係団体、民間事業者及び行政の関係者が連携しながら、高齢者や障がいのある方、子供連れの方などに対する理解と協力を促すための啓発活動の推進など、心のバリアフリーの取組を進めます。

#### (ア) 心のバリアフリーの基本的な考え方 —市民と関係者などとの連携・協力—

- 心のバリアフリーの取組については、市民一人ひとりの理解と協力をはじめ、様々な関係者と連携・協力が不可欠です。特に市民には、バリアフリー意識の醸成、放置自転車などの問題行動の改善、バリアフリー整備に対する点検・評価や利用者としてのニーズの反映などが求められます。

そこで本市では、市民、福祉関係団体、民間事業者及び行政の関係者が連携し、相互に協力した取組を推進します。

#### (イ) 市民に対する啓発活動の推進

- 広報紙や広報チャンネルの活用、さらには学校教育などの機会において、障がいのある方の現状やバリアフリーの制度などに対する市民一人ひとりの理解、モラルの向上についての啓発活動を行います。
- 特に、内部障がいの方など見た目上周囲から気づかれない方や、知的・精神に障がいのある方などに対する心のバリアフリーが遅れており、市民や福祉関係団体などとの連携・協力のもと、このような方々の置かれている困難な状況に対する理解を深めるための取組を進めます。



【(財) 兵庫県手をつなぐ育成会が作成した啓発パンフレット】

(ウ) 職員に対する研修の実施

- 行政担当者や交通事業者をはじめ、各施設の職員などの関係者が、高齢者や障がいのある方などの心理的・身体的特性、多様なニーズを理解した上で、接遇・介助における対応を適切に行うことができるよう研修を実施します。

(エ) バリアフリー情報の提供

- バリアフリーマップの作成・提供や、施設設置管理者が利用者に分かりやすい形で必要な視覚情報及び聴覚情報を適切に提供する「情報」のバリアフリー化を進めます。  
また、バリアフリー情報の提供に当たっては、継続的に情報を更新していくことが重要であるため、市民や福祉関係団体などとの連携・協力のもと、情報の更新を含めた継続的な取組を進めます。
- 施設設置管理者及び公安委員会などの取組状況や先進的な事例の紹介など、バリアフリーの取組に関する情報提供を進めます。



【ボランティアグループが作成したバリアフリーマップ】

イ 迷惑自転車・路上違反広告物対策

駐輪及び自転車通行マナーの向上を図るための啓発活動を実施するとともに、通行の障害となっている放置自転車の撤去を実施します。

また、放置自転車対策のひとつとして、自転車駐車場の整備を検討します。

さらに、歩道にはみ出している路上違反広告物の撤去、指導、啓発活動を実施します。

ウ 福祉施策との連携

障がいのある方が年々増加し、また高齢化が進展する中で障がいが重度化・重複化する傾向にあります。障がいのある方が地域社会で自立した生活を営んでいくために、地域社会全体で支えていくための意識づくり、仕組みづくりを福祉施策と連携して進めます。

また、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づく事前届出<sup>\*1</sup>において、民間建築物に対する指導・助言を適切に行うほか、福祉施策による住宅改造費の助成などと連携しながら、

個々の住宅などを含めた地域のバリアフリー化を進めます。

※1 兵庫県福祉のまちづくり条例に基づく事前届出：兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき整備内容の事前届出が必要な施設は次のとおり。(ただし、表中の「住宅〔戸建住宅等及び20戸以下の共同住宅〕」、「公共車両（鉄道車両・路線バス）」を除く。）

【兵庫県福祉のまちづくり条例の対象施設】

条例の対象施設		対象規模・用途面積	届出
特 定 施 設	社会福祉施設、医療施設（病院、診療所）、官公庁施設、学校等、図書館等、体育館等、公共の交通機関の施設、金融機関の営業所等、郵便局等、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場（神社・寺院・教会等に設けられるものを含む）、自動車教習所、公衆便所、地下街等	すべてのもの	事前に届出が必要
	◆物品販売業を営む店舗、飲食店、理容所、美容所、公衆浴場、ホテル、旅館、展示場、遊技場、クリーニング取次店、貸衣装屋その他サービス業を営む店舗、施術所（あんま、マッサージ等）	100㎡以上	
	複合用途建築物	1,000㎡以上	
	路外駐車場等	500㎡以上	
	道路、公園等	すべてのもの	
	共同住宅〔供用部分〕	21戸以上	
	寄宿舎	51室以上	
	事務所、工場	3,000㎡以上	
小規模購買施設等の施設（◆の施設のうち100㎡未満のもの）			
住宅〔共同住宅の専用部分〕	21戸以上		
住宅〔戸建住宅等及び20戸以下の共同住宅〕	すべてのもの	—	
公共車両（鉄道車両・路線バス）	—	—	

エ 多様な地域モビリティの確保

高齢者や障がいのある方などが地域社会で自立した生活を営んでいくためには、鉄道駅やバス車両などのバリアフリー化に加えて、自宅から目的地まで楽に移動できるような福祉有償運送<sup>※2</sup>や公共交通機関などの地域のモビリティ（移動性）の確保が必要です。

そのため、福祉有償運送の普及をはじめ、総合的な交通サービスの観点から、多様な地域のモビリティ（移動性）を確保していく方策を検討します。

※2 福祉有償運送：NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がいのある方など公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのこと。なお、本市では、平成17年11月に本市を含む阪神地区の7市1町が共同で、福祉有償運送の申請団体について協議を行う阪神地区福祉有償運送運営協議会を設立している。

#### オ ITなどの新技術の活用

現在、国などにおいては、ICタグなどを活用し高齢者や障がいのある方などの自立的な移動を支援するユビキタスな環境づくりが進められています。また、鉄道とバスなどの異なるモード間でもカード一枚で利用できる共通化したICカードシステムの普及も進められています。

今後は、このような新技術の動向や国などにおける実証実験の成果などを踏まえ、それらを活用した情報提供の充実、利便性の向上に向けた取組についても検討します。

## 8 基本構想の実現に向けて

### ア 継続的改善に向けての取組

この基本構想策定後は、各施設設置管理者及び公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を策定し、事業を実施します。

その際、市民、福祉関係団体、民間事業者及び行政の関係者が相互に協力して、基本構想に位置付けられた事業の着実な実施、評価、改善を図っていくなど、継続的な改善の取組を行うことが必要です。

そのため、市民、福祉関係団体、民間事業者及び行政の関係者が連携したフォローアップ体制の整備を検討し、バリアフリーに対する利用者の意見の把握や特定事業などの実施効果の評価に努め、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、より質の高いバリアフリー化に努めます。

また、特定事業及びその他の事業の実施状況について、広く市民への情報提供を行います。

### イ 特定事業計画の作成上の留意事項

各施設設置管理者及び公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識し、基本構想で時期を短期としている事業は原則、平成22年までの実施を目標とします。一方、時期を長期としている事業についてもできる限り早期に実施できるよう努めます。

また、高齢者や障がいのある方などをはじめ、利用者の意見が特定事業計画に十分反映されるよう努めます。

なお、道路特定事業においては、移動等円滑化基準に全て適合したバリアフリー整備が困難な道路もありますが、特に多数の方が利用される経路については、長期的に検討する中で、交通規制などの交通施策とあわせたバリアフリー化についても検討します。そのほか、最新技術の動向や利用者の意見を踏まえた対応策の変化などについても配慮します。

### ウ 重点整備地区外への展開

重点整備地区は、特に優先してバリアフリー化事業を重点的・一体的に実施する地区ですが、今後とも本市では高齢者などの増加が予想される中で、その他の地区についてもバリアフリー化を進めることが必要といえます。一方、平成18年6月に制定されたバリアフリー法により、旅客施設と車両、特別特定建築物、路外駐車場、公園施設などの新設又は改良を行う際には、バリアフリー化が義務付けられます。

この基本構想策定で得られた利用者の意見や事業実施後の評価など、これらの知見を活用するとともに、市全体の交通施策などとも連携し、その他の地区においても効果的なバリアフリー施策の展開を目指します。